

# 特別養護老人ホーム清寿荘運営規程

(指定介護老人福祉施設)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清寿会が開設する特別養護老人ホーム清寿荘（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム清寿荘
所在地	富山県滑川市赤浜573番地の1

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

(2) 医師 必要な人数

医師は、入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導をする。

(3) 事務長 1名

事務長は、上司の指揮を受けてその事務を総括し施設長に事故ある時は、施設長の職務を代行する。

(4) 事務員 1名以上

事務員は、施設の運営管理に必要な事務全般及び介護報酬等その他庶務に関する事務を行う。

(5) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入退所に於ける面接手続き事務等と入所者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事を行う。

(6) 介護及び看護職員

介護職員 24名以上

看護職員 3名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入所者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理とする。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士及び管理栄養士は、入所者に提供する食事の管理、栄養指導に従事し、調理業務を行う者を指導して給食業務を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入所者の機能訓練に関する事、それに伴う介護職員への指導等を行う。

(9) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入所者の要介護申請や調査に関する事、サービス計画の作成等、入所者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務等をする。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者をおくことができる。

(利用定員)

第5条 施設は、その入所定員を80名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排せつ
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- |                    |       |                |
|--------------------|-------|----------------|
| (1) 居住費            | 従来型個室 | 1,231円 (1日あたり) |
|                    | 多床室   | 915円 (1日あたり)   |
| (2) 食費             |       | 1,840円 (1日あたり) |
| (3) 預り金管理料         |       | 100円 (1日あたり)   |
| (4) 特別な食事の提供に要する費用 | 実費    |                |
| (5) 理美容代           | 実費    |                |
| (6) 日常生活上必要となる諸費用  | 実費    |                |

3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収証を交付するものとする。

5 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申し込みについては、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。

2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居

宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。

5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

6 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

#### (非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (衛生管理等)

第11条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

#### (協力病院)

第12条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

#### (苦情の処理)

第14条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

#### (地域との連携等)

第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

#### (緊急時等の対応)

第16条 施設は、施設サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡を行うとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に通じた改善策を従業者に周知する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をするものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第19条 施設は、入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適切な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のために指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他の運営に関する留意事項）

第21条 施設は、介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士等、医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

- |       |              |       |     |         |
|-------|--------------|-------|-----|---------|
| 平成15年 | 3月27日全文改正し、  | 平成15年 | 4月  | 1日施行する。 |
| 平成17年 | 3月24日一部改正し、  | 平成17年 | 4月  | 1日施行する。 |
| 平成17年 | 9月22日一部改正し、  | 平成17年 | 10月 | 1日施行する。 |
| 平成27年 | 7月16日一部改正し、  | 平成27年 | 8月  | 1日施行する。 |
| 平成27年 | 12月10日全文改正し、 | 平成28年 | 1月  | 1日施行する。 |
| 令和元年  | 12月19日一部改正し、 | 令和元年  | 10月 | 1日施行する。 |
| 令和2年  | 3月19日一部改正し、  | 令和2年  | 4月  | 1日施行する。 |
| 令和3年  | 3月18日一部改正し、  | 令和3年  | 4月  | 1日施行する。 |
| 令和3年  | 12月4日全文改正し、  | 令和3年  | 12月 | 1日施行する。 |
| 令和6年  | 3月14日一部改正し、  | 令和5年  | 4月  | 1日施行する。 |
| 令和6年  | 7月25日一部改正し、  | 令和6年  | 8月  | 1日施行する。 |